



# 交通安全トラの特

## ～安全をつなげて広げて 事故ゼロへ～

発行 静岡県 くらし交通安全課  
(電話 054-221-2104)

令和4年11月1日から

# 「自転車安全利用五則」が 変わりました！！

New

## 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止  
を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用 ※

※ ヘルメット着用は全年齢対象です。

自転車の  
保険加入は  
義務だよ！

